

第2回 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂検討委員会 議事概要

日時:2021年12月17日(金)10:00~12:00

場所:オンライン会議、国土交通省6階局議室

出席者:別紙「出席者一覧」のとおり

浅香委員(社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会)

○一番大切なことは、ガイドライン改訂案の表紙にある四角囲みにある「今後も引き続き、情報収集を行い、必要に応じてよりよい事例に差し替える予定。」だと思う。引き続き、こういう検討委員会も含めて、当事者団体の意見を採り入れながら取組んで欲しい。

有山委員(一般財団法人 全日本ろうあ連盟)

○聴覚障害者としては、特に、「標識」の「④表示する情報内容」に、管理者が常駐しない公園や夜間暗くなった時の連絡方法として、電話番号の記載だけでなく聴覚障害者が連絡可能な方法を加えて欲しい。

○聴覚障害者は、携帯電話を非常によく使う。公共の場所に、災害時にバッテリー切れしたときに使える充電設備を備えて欲しい。電動車椅子も充電が必要だと思うので、そうしたものにも対応できる環境整備がされるとありがたい。

石塚委員(特定非営利活動法人 全国精神障害者団体連合会)

○パーキング・パーミット制度は、全国統一の制度にして欲しい。

○「心のバリアフリー」に関する全国各地の取組状況は、どうなっているのか。地元では、県が「心のバリアフリー推進員」を養成する研修を行っている。

小幡委員(公益社団法人 全国精神保健福祉会)

○全国一律のガイドラインの限界がある中で、どれくらいソフト面も強化していくのか苦労があると思う。特に、管理者が常駐しない公園や夜間の対応は、実際に取組む段階で公園管理者だけでは立ち行かない部分があるので、ガイドライン改訂の周知に当たっては、関係者だけでなく利用者である当事者、市民にも周知することが必要だと思う。

木下委員(公益社団法人 日本オストミー協会)

○オストメイトの大きなテーマは、外出時に事前に施設がどうなっているのか知っておくことが非常に大切。トイレがどうなっているか事前に分からないと、外出が困難。

○今は、インターネット等でどこにオストメイト対応のトイレがあるかという情報を提供している施設もある。公園においても、どこの公園にオストメイト対応トイレがあるか、また、どういう設備になっているのか分かるように情報提供して欲しい。簡易型オストメイト用設備を設置している場合は、簡易型であることを事前に情報提供して欲しい。

○公園の出入口付近に、オストメイト対応トイレがあることが分かるように、オストメイトマーク等を表示し、簡易型オストメイト設備の場合は、その旨を表示して欲しい。

小出委員(一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会)

- 全国の保護者に公園や交通機関について意見を聞くと、圧倒的に多いのがトイレへの意見。男女共用のトイレについては、性的マイノリティだけでなく、知的障害者とその介助者(家族)にとっても大きな問題。知的障害者と介助者である異性の親が一緒にトイレに入ることは多く、その時に、周囲の目が非常に気になることがある。
- 一般トイレの男女共用化の対応方針に「今後の課題とする」とあるが、トイレの男女共用化の課題は、ハード的な対応と、表示による一般の利用者に対する周知だと思う。
- 知的障害者は、表示やピクトグラムは概念的に余り意味が分からない。
- 今後の議論になると思うが、例えば、ITの活用等により迷子になった時にすぐ発見できるようなくみができないか。

山寄氏(佐藤(聡)委員代理)(特定非営利活動法人 DPI日本会議)

- バリアフリートイレは、「1以上」ではなく複数設置にして欲しい。
- 出入口の車止めについて、通路幅を最上部まで 90cm 確保することは重要なので、ガイドライン改訂案にも明記して欲しい。
- 車椅子使用者用駐車施設は、複数化を明記して欲しい。
- 野外劇場・野外音楽堂」の車椅子使用者用観覧スペース等について、席数、サイトラインの確保、前に設ける手すりの高さ、同伴者席は横が明記されてありがたい。
- 休憩所・管理事務所に行くルートのバリアフリー化を明記して欲しい。

橋井委員(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合)

- ガイドライン改訂後に、各地方自治体の担当部局に周知されることが一番。当事者団体と担当部局が話をしながらガイドラインを活かしていく方向で進めていくのがよいと思う。ガイドライン改訂案は理念的なものが多く、どこまで担当者がこれを対応してくれるか心配。
- 用語を整理・統一して欲しい。「弱視」については、日視連では「弱視(ロービジョン)」、人を表す時は「弱視者(ロービジョン)」としている。ガイドライン改訂案では、「色覚異常」と「色覚障害」という用語が使われているが。現在、日本眼科医会を中心に「色覚多様性」という用語を用いられたりしているようであるため整理して欲しい。「視覚障害者誘導用ブロック」は、JISで使われているとおり、点状のブロックは「警告ブロック」、線状のブロックは「誘導ブロック」と整理して欲しい。
- 事例写真は、例えば、手すりの点字表示の拡大写真、小便器と壁のコントラストが確保されている写真は、R3年3月に改正された建築設計標準に掲載されているものも使えるのではないかな。事例写真は、よい事例だけでなく、望ましくない事例を示せないか。

入江氏(松田委員代理)(特定非営利活動法人 せたがや子育てネット)

- バリアフリー法の「高齢者、障害者等」の「等」に子育て世帯と子どもが含まれ、全世帯に占める子育て世帯の割合は 20%以上、人口ボリューム的にもかなりの数字だと思う。子育て世帯の保護者がガイドラインを見た時に、自分も対象であると思ってもらえることは、とても大事だと思う。ガイドライン改訂案に「子ども」という言葉をたくさん入れていただいたが、より保護者と子どもが自分ごとと思えるような記述をこれからもお願いしたい。

○子どもとその保護者も「高齢者、障害者等」のケアされるべき存在だと思う。ガイドライン改訂案は、「高齢者、障害者等」という言葉でまとめられているが、子どもから高齢者、多世代など、「等」という言葉をもう少し広げていけるとよいと思う。

三澤委員(一般社団法人 日本発達障害ネットワーク)

- ガイドラインの特性と、公共性のある場で様々な方が利用するということを鑑みると、障害者、高齢者という括りではなく、皆さんが円滑に利用できるような表記になるとよいと思う。
- 発達障害は目に見えない障害という特性上、障害への理解、適正な支援、対応が進んでいくことが望ましい。ソフト面の充実が大きな鍵を握るので、「心のバリアフリー」という言葉の表現、ソフト面とは一体どのようなことを指すかというところの記載があるとありがたい。

大濱氏(山本委員代理)(全国脊髄損傷者連合会京都府支部)

- 通路幅の最低基準を 120cm にして欲しい。建築設計標準では、90cm は車椅子の横を人が通れない、120cm は車椅子の横を横向きになった人がやっと通れる幅として示されている。
- 駐車場に屋根がある場合は、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」で示されている天井高 2300mm 以上を追加して欲しい。
- 車椅子使用者用観覧スペースの「④サイトライン」に、前席の観客が立ち上がっても大丈夫なようにすることと、さくの高さが明記されるとありがたい。なお、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」では、サイトラインを確保するため、さくの高さが 80cm 以下となっている。
- バリアフリースイールの施錠管理について、最近、車椅子使用者が来た時に、管理者が遠隔操作で開錠するシステムを導入した施設があるようである。管理者が常駐する公園だけでもよいので、そういった配慮があるとありがたい。
- 公園に設けるエレベータのかごの大きさは、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」で示されている 2m が明記されるとありがたい。
- 移動等円滑化基準(省令)を改正する予定はないのか。ガイドラインは、省令に縛られるところがあるのではないかと考えている。

米田委員(東京都)

- 東京都は、都立公園というかなり大きな公園を管理しており、管理者が常駐し、ある程度ソフト的な対応もできている。一方、このガイドラインは、管理者が常駐しない小規模な街区公園から管理者が常駐するかなり大きな公園までを対象としているので、利用支援等をどうかたちでやっていくかは、今後の大きな課題と思う。

長内委員(横浜市)

- ソフト面の内容を横浜市としても心配している。先程の説明では、今後、説明会・研修等を行っていくとのことだった。ガイドラインの「3-3 利用支援」にも公園職員への研修等が書かれているが、横浜市では、砂場とベンチしかない身近な街区公園から動物園があるような大きな公園まで管理しており、大きな公園は指定管理者制度を導入しているので、ガイドラインに記載の「公園職員」だけではなく、「公園管理者職員」のように「公園管理者」としての意識付けを明確にできる記載があるとよい。

- 今回改訂するガイドラインは、整備する側が主として使うものであるので、ソフト面については、先程の説明通り、説明会や研修等別の支援があると、管理する側の人にとっても分かりやすくなるのではないかな。

板垣委員(一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会)

- 取組事例集を別途検討することだったが、とてもよいことだと思う。事例集としては良い事例だけではなく、よくない事例が重要。よくない事例については、出し方は非常に気をを使うと思うが、課題を明快にするためにも重要だと思う。
- ガイドライン改訂にあたって、ハード面については、とても充実したが、ソフト面の分量が少ない。取組事例を含めて、充実させる必要がある。

佐藤(留)委員(特定非営利活動法人 NPO birth)

- 大部分を占める街区公園は、予算的に非常に厳しくベンチ一つ直せないような状況にあって、これを誰でもが使えるようにしていくのは、非常に難しいと思う。一方で、ちょっとした工夫でいろいろな方々が気持ちよく使えるようにできることもあると思う。ちょっとした工夫や、簡易な改修の事例がたくさんあると、公園管理者や指定管理者が参考にできるのではないかな。
- モデル公園の取組は重要なので、計画・設計段階から当事者も協議会などに参加して話し合いをすること、何らか盛り込んだ方がよいと思う。
- 公園の近くに福祉施設や小学校があり、障害のある子どもと小学校の子ども・地域の方々が交流することで、普段の生活の中に、いろいろな方々がいるという場面を作っていくことが重要だと思うが、公園でそのようなランドスケープデザインがなされると非常によいと思う。
- 利用者が使うトイレの清掃用具について。江戸川区の区立公園には、トイレ用ではないが「だれでもお掃除セット」といって利用者が使えるほうきなどを掛けている場所がある。これも参考になるのではないかな。
- 「心のバリアフリー」は、非常に重要だと思う。公園管理者に対する研修・普及啓発は重要で、自治体だけではなく、指定管理者等も対象にして行って欲しい。また、公園協議会に福祉部局の職員や当事者団体の方も入っていただき、研修や普及啓発がなされていくと、より理想的だと思う。

美濃委員(兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 教授)

- 特定公園施設の例外規定については、今の書き振りだと、本来は移動等円滑化したいが、それができない場合はこうする、と読めてしまう。歴史文化、自然環境の魅力を利用者に届けるために、代替的なものを含めて多様な手法をとっていくことが大事なのであり、行けること自体を目的化するのは本意ではないと思う。理念的でガイドラインには望ましくないのかもしれないが、それが分かった方がよいと思う。
- 駐車場については、どういう車椅子利用者用駐車施設を作るかが主になっているが、駐車場の設置場所も非常に大事。見どころの近くに障害者用の駐車場を設けると、一般の人もそこに駐車してしまう。繁忙期は障害者や高齢者の車だけ駐車できるようにする運用もある。また、難しいかもしれないが、広い公園であれば、障害者等の車の乗り入れを特別に許可するといったことも検討していただければと思う。

- 情報提供については、公園管理者に対する整備ガイドラインにつき限界はあるかもしれないが、利用者からニーズを聞き取るなど、利用者と管理者が双方向に情報を共有化することが大事なので、何らか追加した方がよいと思う。
- 情報提供の内容については、実際に障害者等が公園をどのように利用し、楽しんでいるのかが分かると、障害者等は安心すると思う。管理者側からそれを発信するのは難しく、取組事例集の範囲かもしれないが、そんなところが充実すると大変よいものになるのではないかな。

竹内委員(千葉大学大学院園芸学研究院 准教授)

- 今回の改定は、「心のバリアフリー」をきちんと位置づけたことと、前段に計画、整備だけでなく管理面まで含めることを入れたことは、画期的で本当に大きなことだと思う。
- 挿絵について、いろいろな方が楽しそうに交流していることが伝わるようなものになるともっとよい。例えば、野外劇場・野外音楽堂の絵は、白杖を使用している人、リクライニング式車椅子や2連のベビーカーの利用者なども入れられないか。そういう目で他の絵も再確認してほしい。
- 全国一律に示すことが難しいものについても、今回当事者の方々から貴重なご意見がたくさん出た。今回反映できなかった意見も、地域別の留意点のような形で取組事例集に入れるなど、設計・管理担当者の気づきに繋がるようにしてほしい。
- 整備の担当者になればガイドラインを読むと思うが、直接設計した経験者や専門家、当事者のお話を聞くことは非常に大事だと思う。オンライン研修などの環境も整って来たので、担当者がガイドラインについて深く理解できるための研修を国が率先してやって欲しい。また、国から研修を受ける一言あると、自治体の職員も業務として研修を受けやすいし、普及啓発に繋がると思う。

高橋委員(東洋大学 名誉教授)

- 移動等円滑化基準、ガイドラインだけでなく、これから目指すべき方向などとして、取組事例をきちんと出していくことがとても重要。
- 約10年振りの改訂なので、最初に、法改正の理念と、インクルーシブ・共生社会という面も含めてこれからの都市公園の理想像やあり方をしっかりと書き上げていただきたい。その上で技術的な指針、ガイドラインを示していくようにしていただきたい。
- 90%以上を占める街区公園や近隣公園について、どのように整備を示すかは、とても重要。次年度以降の取組事例集になるかもしれないが、種別ごとに、どの程度まで対応可能かというようなことを整理していくべきではないか。街区公園や近隣公園は、避難場所や災害用トイレの対応が強く求められるので、モデル的な示し方が必要だと思う。その上で、都市基幹公園の整備のあり方に触れていただきたい。
- 公園内の建築物は、建築設計標準に準拠とのことだったので、建築設計標準との齟齬がないように確認していただきたい。勿論、一般的な建築物と公園施設の建物で変わって来るところはあると思う。基本的な部分と、それ以外の部分を明確に区分けして示せればよいと思う。
- 自然との共生のあり方の中で公園整備をどうするかは、これからとても重要になると思う。エレベータに関するご指摘があったが、アップダウンがある地形に対して、可能な限りどこにでも一緒に行ける経路の確保は重要だと思う。身近な事例では、北区の飛鳥山公園のモノレール、世界遺産レベルになるとエスカレーターや斜行エレベータの事例がある。実際にどこまで取組むかは別だが、事例紹介をするべきだと思う。

- 用語に関し、今回新たに「バリアフリースイートイレ」という用語が出て来たが、「多機能トイレ」という用語も残っている。また、「バリアフリースイートイレ」の用語の使い方が建築設計標準と少し違うので、整合性を図っていただきたい。
- 「独立型バリアフリースイートイレ」は、どういうふうに設備を選択するかということになり、規模も関わってくるので、もう少し丁寧な議論が必要ではないか。
- 一般トイレの男女共用化の問題は、管理が行き届く管理事務所の中や大規模公園の施設内のトイレでは、可能性が高いと思う。勿論、車椅子利用者用便房等の男女共用が標準だが、それ以外に異性介助で利用できるトイレなどの整備のあり方は、検討課題にするのではなく、具体的な事例を紹介してもよいのではないか。
- 大型ベッドは、本当に必要な方がいるので、必要なところには設置できるというようなところまでは、書いておくべき。大型ベッドは、建築設計標準ではほぼ標準化している。
- 車椅子利用者用観覧スペースのサイトラインについて追記されたことは、大きな前進だと思う。前列の人が立った時にもしっかり見えるようにとすると、さらに改善されると思う。
- 当事者参加の取組事例は、全くないわけではないので、取り上げて欲しい。街区公園レベルでは、練馬区の豊玉公園の事例がある。全部完全なものはないが、当事者参加で取組むことで地域の中で一緒に憩える公園になって、地域の活性化にも繋がっていく。

秋山委員(中央大学研究開発機構 教授)

- 移動しやすい経路、分かりやすい誘導案内設備、使いやすい施設・設備という3つの大きな原則があり、それ以外に公園の原則があると思う。それをハードとソフトでいかに実現するかという観点から、いろいろな政策をチェックしてみるとよいのではないか。
- 計画・設計段階からの当事者参加の推進は、20年前からずっとやられていることだが、そこを見直す必要があるのではないか。当事者と専門家、事業者も参加して議論することが必要。
- 10箇所くらいの空港で専門家が6～7人と施設管理者で診断をして、好事例と悪い事例を冊子にして、全国の空港関係者を対象にセミナーを行ったところ、ユニバーサルデザインについて管理者の理解が進んだ。公園も当事者参加のやり方をしっかり考えてはどうか。
- バリアフリースイートイレの機能分散は、混雑しているところでスペースがない場合には有効だが、スペースがあればもう1つバリアフリースイートイレを作るという観点も入れた方がよい。バリアフリースイートイレをもう1つ作ると、待ち行列が減少することが分かっている。
- 資料4の「3. (2)」の見出しにある「バリアフリースイートイレ等」の「等」が何か分からない。
- 設計者・管理者に理解してもらうため、教育プログラムをしっかりとやることが重要。1つの公園で徹底してやって、それを外に見えることで変わるのではないか。また、設計者、管理者、当事者、専門家が議論して、作り上げる経験をするとう水準が上がると思う。ガイドラインだけで引っ張っていくのは難しい。

金子委員長(前 東京農業大学地域環境科学部 教授)

- 委員の皆様におかれては、限られた時間だったため、十分にご発言できなかった点、他の委員のご意見を伺ってお気づきの点もあろうかと思うので、事務局宛てにご意見いただけると大変ありがたい。

- 先程事務局で今回の要点をまとめていただいた。細かな点では、基準値等の見直し、ガイドラインの表記について用語の統一や絵の工夫などのご意見もあった。
- 今日委員の皆様からいただいたご意見に、私から追加で言うと、基本的な考え方として、都市公園における移動等円滑化とはどういうことなのかということ、ハードだけではなくソフト面も含めて対応していくということをきちんと示すということ。その上で、このガイドラインの位置づけやガイドラインをどう周知していくかということも含めて、今後対応していく必要があると感じた。
- その他大変多くのご意見をいただいたので、次回に向けて事務局には検討していただきたい。

第2回 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂検討委員会

出席者一覧

	氏名	役職名	出欠	備考
委員長	金子 忠一	前 東京農業大学地域環境科学部 教授	○	
(当事者団体)	委員 秋山 哲男	中央大学研究開発機構 教授	○	
	板垣 久美子	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	○	
	佐藤 留美	特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長	○	
	高橋 儀平	東洋大学 名誉教授	○	
	竹内 智子	千葉大学大学院園芸学研究院 准教授	○	
	美濃 伸之	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 教授	○	
	浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 理事	○	
	有山 一博	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事	○	
	石塚 研	特定非営利活動法人 全国精神障害者団体連合 理事長	○	
	小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会 事務局長	○	
	木下 静男	公益社団法人 日本オストミー協会 会長	○	
	小出 隆司	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 副会長	○	
	佐藤 聡	特定非営利活動法人 DPI 日本会議 事務局長	×	(代理) 山崎 涼子 バリアフリー部会 副部会長
	橋井 正喜	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 常務理事	○	
	松田 妙子	特定非営利活動法人 せたがや子育てネット 代表理事	×	(代理) 入江 彩千子 専務理事
	三澤 一登	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 副理事長	○	
	山本 英嗣	全国脊髄損傷者連合会京都府支部 支部長	×	(代理) 大濱 眞 代表理事
(地方公共団体)	米田 剛行	東京都建設局公園緑地部公園建設課 課長	○	
	長内 紀子	横浜市環境創造局政策調整部技術監理課 課長	○	

順不同、敬称略